時事新報

宗教家大に振ふ可し

日本の宗教は近來とかく振はずして一般の信仰も舊の如くならざるのみか往々宗教家にあるまじき擧動を演じて醜聞を外に漏らすが如き我輩の聞くに堪へざる所なり若しも此儘に經過して自から改めざるときは遂に世間の信用を失ひます〳〵教道の衰頽を招き遂には滅亡の末路を見ざるを得ず宗教家たるもの〳〵猛省す可き所にして今日は正に大に奮發して世間の耳目を一新し自から信用を回復す可きの好機會なりと云ふ其次第は外ならず過般の戰爭に領土を擴張し國光を宣揚したる其結果として人心自から外に向ふて海外雄飛の念、勃々たる折柄、宗教家も此機會に乘じて布教の擴張を謀り熱心事に勉むるは他の信仰を得るが爲めにも又自から維持するが爲めにも必要の手段なる可し彼の戰爭中に僧侶神官の輩が自から從軍して戰地の危險を冒し戰死又は病死者の爲めに葬祭の式を行ひたるは何れも其筆の鎬蹄に出でたるに外ならざれども死者の爲めに涙を流むるは尋常一樣の事にして特に稱賛す可きに非ず元來宗教家の外に出づる目的は生前の土地に入り無智の蠻民を教化して宗教の德に浴せしむるみを第一にして西洋諸國の宣教師の如き武器に藏して其生命を犧牲に供して厭はざるものあり我邦は我宗教家も亦かくの如くならんみとを望むものなれども斯る非常の誓發は兎も角もとして既に已に我版圖に歸して政府の政令さへも行はるゝ臺灣の土地に未だ布教の計畫なしとは何事ぞや聞く所に據れば彼地には外國宣教師の入込みて年來布教に從事するもの少なからず繁華の市街地には何れも會堂を設立して信者を糾集せしと云ふ臺灣の人民は本來支那人にして佛教を尊ぶと共に佛教を信ずるみと疑からず彼等は佛教と混交の式にして現に僧侶の數も少なからずと云へば今我國の佛教家が此地に布教を企つるは外國人が新奇の耶蘇教を輸入するものと其難易便不便、固日の說に非ず實際には同じ佛門の中にて宗旨を異にするものに改宗を勸むるに過ぎざれば力を勞するみと少なくして功を奏するみとは必ず大なる可し又蠻民制御の點より見るも彼等の無智頑冥なる動もすれば反抗を企てんとする其反抗は政治上の力を以て服服せしむるみと容易なりと雖も眞に心の底より彼等を歸服せしめ本國の治化に浴せしめんとするには政令の威德を以てするよりも寧ろ宗教の教化を以てするに如かず宗教家の此際に於も勉む可き所なるに然るに今日に至るまで曾て其計畫あるを聞かず怠慢に非ずして何ぞや日本の宗教家にして果して其計畫なきか本來宗教は內外の區別を要せず實際に人心を感化せしむるの効力あるに於て如何なる宗旨にても差支なきみとなれば蠻地の布教は必ずしも國內の宗教家を煩はすの必要なしと雖も是れは經世上の說にして宗教家の身に取ては不面目みの上ある可らず若しも斯る成行もあらんには寧ろ〳〵世間の信仰心を失ふて其衰滅を招くの外なければ我輩は今の宗教家が此際大に奮發し[illegible]る覺悟を決し先づ差當り臺灣の布教[illegible]心勉强[illegible]富の盛教を擧げ教者に[illegible]世上[illegible]要を[illegible]めしむると同時に一般の耳目を[illegible]の信仰心を[illegible]振せしめんみとを願て[illegible]の次第

官報

○勅令

朕侍從武官官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十九年四月一日

內閣總理大臣、陸軍大臣、陸軍大臣臨時

勅令第百十三號

侍從武官官制

第一條　侍從武官ハ侍從武官長、侍從武官高級職員ノ者ヲ以テ之ニ補ス

侍從武官　侍從武官及佐尉官

侍從武官補　侍從武官及佐尉官

第二條　侍從武官ハ天皇ニ常侍シ仕ヘ軍事上ニ關スル御上奏書及命令ノ傳達ニ任シ又親兵隊習行等其他特別ノ事項ニ關シ時時出張ス

第三條　侍從武官ハ陸軍大臣ノ指揮ニ從ヒ其職務ヲ執行セルヽコトアルヘシ

第四條　侍從武官ハ常ニ在リテハ宮內官ノ勤務ヲ規定ニ遵拜スヘシ

第五條　侍從武官長ハ侍從武官ノ勤務ヲ規定シ且之ヲ監督ス

第六條　侍從武官ハ官等ニ從ヒ奏任官トス

第七條　第一條ニ掲クル人員ノ外侍從武官ニ二名ヲ附ス

朕陸兵方面條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十九年四月一日

陸軍大臣　侯爵大山巖

勅令第百十四號

陸兵方面條例

第一條　陸兵方面ハ陸軍大臣ノ管轄ニ屬シ陸軍所轄ノ兵器彈藥ノ儲置貯藏ノ任ニ當リ又觀兵演習ノ指揮ニ關スル陸兵事務ヲ掌ル所トス

第二條　陸兵方面ハ第一方面第二方面第三方面トス第一方面ハ本營ヲ東京ニ置キ近衛、第一、第二、第四、第九及第十師管ヲ管轄シ第二方面ハ本營ヲ門司ニ置キ第三、第六、第十二師管ヲ管轄シ第三方面ハ本營ヲ仙臺ニ置キ其ノ他鎮守府ヲ置キ其ノ他鎮要ナル市街地ニ營所ヲ置キ其ノ職務ヲ執ラシムルコトアルヘシ

第三條　陸兵方面ハ陸軍大臣ノ指揮ニ從ヒ其職務ヲ執行ス

第四條　陸兵方面ハ陸軍大臣ノ命ニ從ヒ陸兵方面ノ事務ヲ分掌シ管轄ノ事項ニ就キ其ノ他鎮要ナル市街地ニ營所ヲ置キ其ノ職務ヲ執行ス

第五條　陸兵方面本營ニ左ノ職員ヲ置ク

本營　支營　陸兵大中佐　參謀員　陸兵少佐大中尉　軍吏

第六條　本營長ハ陸軍大臣ニ屬シ陸兵方面ノ事務ヲ總理シ管轄ノ事項ニ就キ其ノ他鎮要ナル市街地ニ營所ヲ置キ其ノ職務ヲ執行ス

第七條　支營長ハ本營長ニ屬シ陸兵方面ノ事務ヲ分掌シ管轄ノ事項ニ就キ其ノ他鎮要ナル市街地ニ營所ヲ置キ其ノ職務ヲ執行ス

第八條　參謀及軍吏ハ本營長ノ命ヲ受ケ各事務ヲ分掌シ其ノ責ニ任ス

第九條　武庫附下士ハ支營長ノ統轄ニ屬シ其ノ職務ヲ執行ス

第十條　陸兵方面倉庫ノ監督ヲ受ケ在地管庫及倉庫ヲ置キ武器彈藥ノ出納ヲ掌ル所トス

第十一條　陸兵方面倉庫ノ兵器彈藥ハ之ヲ分チ本須及支須トシ本營支營或ハ人員器具ヲ得難キ場地ノ便宜ニ依リ衛兵ヲ設セサルトキハ本營長ノ上申ニ依リ陸軍大臣之ヲ定ム

第十二條　兵器彈藥庫附近ノ地ニ驛逓官署ヲ置キ其ノ他鎮要ナル市街地ニ營所ヲ置キ其ノ職務ヲ執行ス

ヨリ驛逓官吏ニ屬シ其ノ職務ヲ執行ス

附則

第十三條　當分ノ內臨機要務ノ新設若ハ補修ニ關スル陸兵事務ノ處置ハ特ニ陸兵第二方面本營長ノ任ト且ツ管轄支營ハ同方面ノ管轄ニ屬ス

第十四條　明治三十年三月盛岡鎮ハ第二條ニ掲クル管轄區域ニ拘ハラス名古屋支營ハ陸兵第一方面ノ管轄ニ屬ス

第十五條　要塞司令部設置ニ關スル本營長及支營長ハ其ノ所轄要塞ノ防務ニ參與セシムルコトアリ

雜報

○杭州領事館の開廳　厦門、汕布及び蘇州領事館の開廳と爲りし事は既に其筋より告示せしが尙ほ杭州領事館も去る三十一日開廳したる由昨日の官報を以て告示したり

○陸軍所管臺灣の各官廳　臺灣守備として三箇所に[illegible]したるに依り臺灣、臺北、鳳山の三箇所に[illegible]を置くことゝなりたるよし

○高等學校と商業學校の撲手競漕　第一高等學校（元の高等中學校）と高等商業學校との間に撲手競漕の行はれしは明治二十年頃にして當時此競漕は各校の評判に上り見るものをして手に汗を握らしめしも後故ありて中絕したるが來る十一日隅田川の上流に於て催す帝國大學の競漕會には兩校の撲手を招待し左の番組によりて競漕せしむる筈なりと云ふ

高等商業學校撲手

桑島　鎌三郎　岸　吉松　久保田四郎　中山　薈

長濱　泰輔　西尾　季吉　和田　藤博次

第一高等學校撲手

大野　新一　杉本　東遊　佐野　會輔　村岡　素一郎

御供　昇陽　手塚　敏郎　井上　医四郎

○野村子小田原に赴く　子爵野村靖氏は昨日午前十一時四十五分新橋發の汽車にて小田原へ赴らしよし滯在は凡そ一週間位なるべしと云ふ

○米國舊友會　は明四日午後六時より東京ホテルに開會するよし大學教授及び米國公使ダン氏等も出席する筈なりといふ

NO CURE.

"I'll bring you my dog to be cured," said a man leading a large dog to the man in charge of the Pasteur Institute.

"Has he shown any signs of hydrophobia?"

"No, but he will pretty soon."

"How can you tell that, if he hasn't been bitten by a mad dog?"

"Why, he bit a socialist in the leg."

"Ah, there is no hope for his dog. The virus of a scoundrel is too strong to be cured by science. Kill the dog before he bites some one else."

治療の法なし

或人が一疋の大なる犬をパスタール研究所へ連れ來りて掛りの人に私は此犬の療治を御願み申しに出ましたがと云へば恐水病の徵候が御在ましたかいゝえ、併し間もなく現はれるで御在ましやう其犬は狂犬に噛まれでも致しましたかイヤ中々それ所な談じやァ御在ません此犬は社會黨員の脚を噛付きました

ハヽー夫れでは此犬には病氣全快の證は御在ません社會黨員の傳染病毒は餘り强くて理學の手には合ひませんから誰も噛付かない內に殺して御仕舞ひなさい

馴川合婿說

第十五回　ふたば

今日は吾民事の辯論に早朝より出廷して、殆んど三時間の御饒舌に疲勞れ果て、景氣よき終結の模樣を手功者慧眼の如く數き詰められたる裁判所內の數石を踏んで、辯護士控所へ行かんとする、出逢頭に、確と鹿野後介が眞ひながら來れるに會ひぬ。

「どうして此樣な處へ來たのか。

と訝しい氣に指が問ふには應へずして。

「イヤ君に用が有るのだ、彼是もう晝だらうから、其處へ食事の支度をせんか。

「左樣か、[illegible]ら、控所[illegible]

と吾は手早く[illegible]夫に渡して、昨夜氣の險[illegible]坐を占めた[illegible]か、蹴への[illegible]鹿野は座を[illegible]

「時に君、[illegible]思議な事[illegible]

と笑まし氣[illegible]も窮しな[illegible]

一人者が晩[illegible]黑の機嫌な[illegible]惡し、彼は[illegible]

「へエー、[illegible]昨日彼か[illegible]て居て、[illegible]の掃口で[illegible]

「左樣かい[illegible]時に御[illegible]實は鳥[illegible]

[illegible]

つたのだ[illegible]

鹿野さん[illegible]

然し[illegible]

ち、仕方[illegible]

「氣の利か[illegible]

と我笑ふ時[illegible]

「大分御[illegible]

と愛憎能く[illegible]

る方へと行[illegible]

「君笑ふ可[illegible]

貴君には[illegible]

うして居[illegible]

から、い[illegible]

あんまり[illegible]

で、貴君[illegible]

運だから[illegible]

しいから、[illegible]

「エー、言[illegible]

と吾は先づ[illegible]

の物とも山[illegible]

に饒舌り散[illegible]

自分で破す[illegible]

周旋と婚[illegible]

り。

「然し君本[illegible]

と吾は杞憂[illegible]

「僕だつて[illegible]

人が何處[illegible]

たのさ、[illegible]

には、君[illegible]

吾は只鹿野[illegible]

なし、如何[illegible]